

# 第 1 章 職業訓練と基準



## 第1章 職業訓練と基準

### 第1節 職業訓練の概要

#### 1-1 職業訓練の種類と概要

表1-1は職業能力開発促進法施行規則（以下「施行規則」という。）第9条にもとづく職業訓練の種類と概要である。大きくは普通職業訓練と高度職業訓練に分けられる。実施主体は①都道府県及び市町村、②認定職業訓練を行う企業、団体、③独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）である。その数は、短期課程まで含めると全国で膨大な数となる。①及び②が実施する職業訓練については各自治体が職業訓練の実施に係る条例を策定し、これに従って実施できることとなっている。国が示す職業訓練の基準は、自治体が条例を策定する際の基準となるものである。

表1-1 職業訓練の種類と概要

職業訓練の種類	訓練課程	訓練の概要	訓練期間及び総訓練時間
普通職業訓練	普通課程	中学校卒業後又は高等学校卒業後等に対して、将来多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業後等1年 総訓練時間1,400時間以上 中学校卒業後等2年 総訓練時間2,800時間以上 1年につき概ね1,400時間
	短期課程	在職労働者、離転職者等に対して、職業に必要な技能（高度の技能を除く）・知識を習得させるための短期間の課程	6月（訓練の対象となる技能等によっては1年）以下 総訓練時間12時間以上（管理監督者コースにあつては、10時間以上）
高度職業訓練	専門課程	高等学校卒業後等に対して、将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業後等2年 総訓練時間2,800時間以上 1年につき概ね1,400時間
	応用課程	専門課程修了者等に対して、将来職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を有する労働者となるために必要な技能・知識を習得させるための長期間の課程	専門課程修了者等2年 総訓練時間2,800時間以上 1年につき概ね1,400時間
	専門短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度の技能・知識を習得させるための短期間の課程	6月（訓練の対象となる技能等によっては1年）以下 総訓練時間12時間以上
	応用短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための短期間の課程	1年以下 総訓練時間60時間以上

## 1-2 学校教育と職業訓練の関係

職業能力開発促進法第3条の2によれば、「職業訓練は、学校教育法による学校教育との重複を避け、かつ、これとの密接な関連の下に行われなければならない」としている。ここでいう「学校」とは、学校教育法第1条による小・中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学である。専修学校、各種学校は、学校教育に類する教育を行うものとされている。図1-1は、学校教育制度と職業訓練制度を対比したものである。

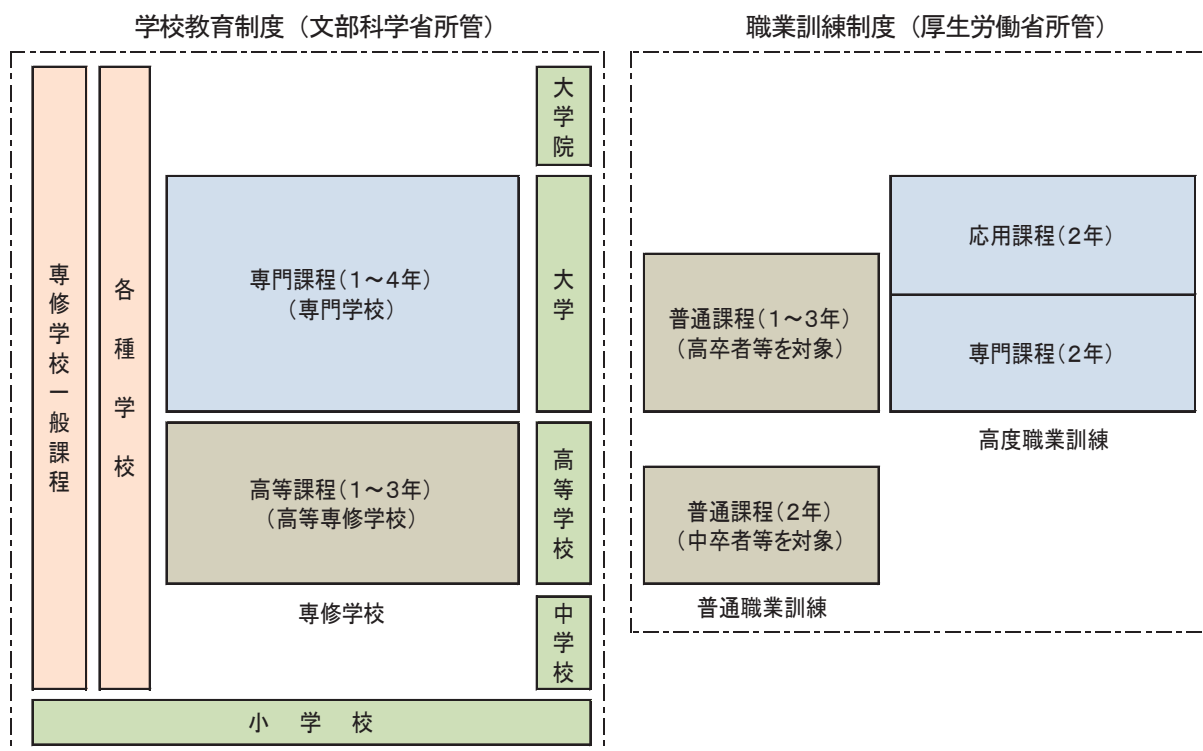


図1-1 学校教育制度と職業訓練制度

## 1-3 職業訓練制度の変遷

現在の職業能力開発促進法は、1958年（昭和33年）の（旧）職業訓練法を前身とし、1969年（昭和44年）に（新）職業訓練法として制定された後、1985年（昭和60年）に改名・改正されて成立し、その後も改正を重ねて2022年（令和4年）改正の現行法に至っている。

職業訓練制度は、表1-2に示すように幾多の改正による変遷を経てきている。昭和53年の改正では、それまでの法律（基準）に沿った「法定訓練」から、法律（基準）に準じた「準則訓練」に変更となった。いわゆる職業訓練の弾力化である。これに伴い、普通訓練課程の教科、訓練期間、設備等については「最低限必要なもの」から「標準として示すもの」となった。現在の職業訓練制度のベースは、1992年（平成4年）に制定されたものである。学卒者等の訓練は、普通課程の中卒者訓練から高卒者訓練の専門課程へ、さらに高度な応用課程へと変遷している。

表1-2 職業訓練制度の改正と代表的な変遷

## イ) 職業訓練法 昭和44年制定(法定訓練)

区分	訓練課程	期間(対象者)	施設名称
養成 訓練	専修訓練課程	1年(中卒者等)	専修職業訓練校
	高等訓練課程第Ⅰ類	2年(中卒者等)	(総合)高等職業訓練校
	高等訓練課程第Ⅱ類	1年(高卒者等)	

## ロ) 職業訓練法 昭和49年制定(法定訓練)

区分	訓練課程	期間(対象者)	施設名称
養成 訓練	専修訓練課程	1年(中卒者等)	専修職業訓練校
	高等訓練課程第Ⅰ類	2年(中卒者等)	(総合)高等職業訓練校
	高等訓練課程第Ⅱ類	1年(高卒者等)	
	専門訓練課程 (旧特別高等訓練課程専門)	2年(高卒者等)	職業訓練短期大学校 (旧職業訓練大学校附属短期学部)

## ハ) 職業訓練法 昭和53年制定(準則訓練)

区分	訓練課程	期間(対象者)	施設名称
養成 訓練	普通訓練課程第Ⅰ類	2年(中卒者等)	職業訓練校
	普通訓練課程第Ⅱ類	1年(高卒者等)	
	専門訓練課程	2年(高卒者等)	職業訓練短期大学校

## 二) 職業能力開発促進法 平成4年制定(準則訓練)

区分	訓練課程	期間(対象者)	施設名称
普通 職業 訓練	普通課程	1～3年 (中卒者等は2年)	職業能力開発校
高度 職業 訓練	専門課程	2年(高卒者等)	職業能力開発短期大学校

## ホ) 職業能力開発促進法 平成11年制定(準則訓練)

区分	訓練課程	期間(対象者)	施設名称
普通 職業 訓練	普通課程	1～3年 (中卒者等は2年)	職業能力開発校
高度 職業 訓練	専門課程	2年(高卒者等)	職業能力開発短期大学校
	応用課程	2年(専門課程卒等)	職業能力開発大学校

## 1-4 普通職業訓練の普通課程と短期課程

普通職業訓練には普通課程と短期課程がある。普通課程は「職業に必要な基礎的な技能・知識」を習得させるため、中学校又は高等学校卒業者等を対象にした長期の訓練課程である。普通課程の訓練科のうち実施されていない訓練科は全体の約1/3で、休止科を入れるともっと多い。今年度見直しの電気工事科、電気設備科、電気設備管理科は、大分類として電気・電子、中分類として電力、訓練系として電力系に属している。

表1-3は、普通課程144科（職業能力開発促進法施行規則別表第2による。以下「別表第2」という。）の一覧と職業訓練の基準見直し年度である。「年」は高等学校卒業者等を対象とした場合の訓練期間を表す。中学校卒業者等を対象とする場合は原則として2年である。

表1-3 普通課程の訓練科144科一覧（青枠は今回の見直し対象科）

大分類	中分類	訓練系	科no.	訓練科名	年	年度		
1 農林	1 農林	1 園芸サービス系	1	園芸科	1	H30		
			2	造園科	1			
2 金属・機械	1 金属	1-2 森林系	3	森林環境保全科	1	H29		
			4	鉄鋼科	1			
		5	鑄造科	1				
		6	鍛造科	1				
		7	熱処理科	1				
		3 金属加工系	8	塑性加工科	1			
			9	溶接科	1			
			10	構造物鉄工科	1			
		4 金属表面処理系	11	めつき科	1			
			12	陽極酸化処理科	1			
	2 機械	5 機械系	13	機械加工科	1	R6		
			14	精密加工科	1			
			15	機械製図科	1			
			16	機械技術科	2			
			13 精密機器系	36	時計修理科		1	
				37	光学ガラス加工科		1	
		38		光学機器製造科	1			
		39		計測機器製造科	1			
		43 義肢・装具系	40	理化学器械製造科	1	H29		
			118	義肢・装具科	1			
	3 機械保全		14	製材機械系	41		製材機械整備科	1
			15 機械整備系	42	内燃機関整備科		1	
		43		建設機械整備科	1			
	44	農業機械整備科	1					
	16	縫製機械系	45	縫製機械整備科	1			
	4 運輸	8 第一種自動車系	28	自動車製造科	1	R5		
			29	自動車整備科	1			
30			自動車整備科	2				
9 第二種自動車系		31	自動車車体整備科	2				
		10 航空機系	32	航空機製造科	2			
11 鉄道車両系		33	航空機整備科	2	H29			
		34	鉄道車両製造科	1				
12 船舶系	35	造船科	1					
5 制御	54	メカトロニクス系	138	メカトロニクス科	2			
3 電気・電子	1 設備・機器	6 電気・電子系	17	製造設備科	1	R1		
			18	電気通信設備科	1			
			19	電子機器科	1			
			20	電気機器科	1			
			22	電気製図科	1			
			21	電気製図科	1			
	2 電力	7 電力系	23	発電電科	1			
			24	送配電科	1			
			25	電気工事科	1	R7		
			26	電気設備科	1			
	3 通信	44 通信系	119	電気通信科	2	R1		
			4	制御	6		電気・電子系	21

大分類	中分類	訓練系	科no. 訓練科名	年	年度
4 繊維・繊維製品	1 織物	17 製織系	46 織布科	1	R1
			47 織機調整科	1	
	2 縫製	19 アパレル系	48 染色科	1	
			49 ニット科	1	
			50 洋裁科	1	
			51 洋服科	1	
			52 縫製科	1	
			53 和裁科	1	
	3 帆布	21 帆布製品系	54 寝具科	1	
			55 帆布製品製造科	1	
5 非金属加工	1 木材	22 木材加工系	56 木型科	1	R1
			57 木工科	1	
			58 工業包装科	1	
			59 紙器製造科	1	
	2 紙	23 紙加工系	63 プラスチック製品成形科	1	
	3 プラスチック	25 プラスチック系	64 靴製造科	1	
	4 レザー	26 レザー加工系	65 鞣製造科	1	
			66 ガラス製品製造科	1	
	5 ガラス	27 ガラス加工系	67 ほうろう製品製造科	1	
	6 窯業	28 窯業製品系	68 陶磁器製造科	1	
			69 石材加工科	1	
	7 石	29 石材系	107 木材工芸科	1	
			108 竹工芸科	1	
	8 工芸	40 工芸系	109 漆器科	1	
110 貴金属・宝石科			1		
111 印章彫刻科			1		
6 デザイン	1 印刷	24 印刷 製本系	60 製版科	1	H30
			61 印刷科	1	
			62 製本科	1	
	2 塗装	41 塗装系	112 金属塗装科	1	
			113 木工塗装科	1	
			114 建築塗装科	1	
	3 デザイン	42 デザイン系	115 広告美術科	1	
			116 工業デザイン科	1	
4 写真	47 写真系	117 商業デザイン科	1		
		127 写真科	1		
7 食品	1 食品	30 食品加工系	70 製麺科	1	H30
			71 バン・菓子製造科	1	
			72 食肉加工科	1	
			73 水産加工科	1	
			74 発酵製品製造科	1	
	2 調理	51 調理系	133 日本料理科	1	
			134 中国料理科	1	
			135 西洋料理科	1	
8 建築・土木	1 躯体施工  (建築設計)	31 建築施工系	75 木造建築科	1	R3
			76 枠組壁建築科	1	
			77 とび科	1	
			78 鉄筋コンクリート施工科	1	
			79 プレハブ建築科	1	
			80 建築設計科	1	
	2 外装施工	32 建築外装系	81 屋根施工科	1	H28
			82 スレート施工科	1	
			83 建築板金科	1	
			84 防水施工科	1	
			85 サッシ・ガラス施工科	1	
	3 内装施工	33 建築内装系	86 畳科	1	
			87 インテリア・サービス科	1	
			88 床仕上施工科	1	
			89 表具科	1	
	4 仕上げ施工	34 建築仕上系	90 左官・タイル施工科	1	
			91 築炉科	1	
			92 ブロック施工科	1	
			93 熱絶縁施工科	1	
			94 冷凍空調設備科	1	
5 設備	35 設備施工系	95 配管科	1		
		96 住宅設備機器科	1		
	37 設備管理・運転系	100 ビル管理科	1		
		101 ボイラー運転科	1		
6 土木	36 土木系	97 さく井科	1		
		98 土木施工科	1		
		99 測量・設計科	1		

大分類	中分類	訓練系	科no.	訓練科名	年	年度	
9 運搬機械運転		38 揚重運搬機械運転系	102	クレーン運転科	1	H29	
			103	建設機械運転科	1		
			104	港湾荷役科	1		
10 化学		39 化学系	105	化学分析科	1	H30	
			106	公害検査科	1		
11 サービス	1 オフィス	45 オフィスビジネス系	120	電話交換科	1	H30	
			121	経理事務科	1		
			122	一般事務科	1		
			123	OA事務科	1		
			124	貿易事務科	1		
	2 流通	46 流通ビジネス系	125	ショップマネジメント科	1	H30	
			126	流通マネジメント科	1		
	3 対人	48 社会福祉系	49 理容・美容系	128	介護サービス科	2	H21
				129	理容科	2	
		50 接客サービス系	130	美容科	2		
			131	ホテル・旅館・レストラン科	1		
	4 装飾	53 装飾系	52 保健医療系	132	観光ビジネス科	1	H30
137				フラワー装飾科	1		
12 医療			136	臨床検査科	3	H30	
13 情報・通信		55 第一種情報処理系	139	OAシステム科	1	R2	
			140	ソフトウェア管理科	1		
			141	データベース管理科	1		
		56 第二種情報処理系	142	プログラム設計科	2		
			143	システム設計科	2		
			144	データベース設計科	2		

※「年」は高等学校卒業者を対象とした場合の訓練期間を表す。中学校卒業者を対象とする場合は原則として2年である。

普通課程は主に都道府県の職業能力開発校（以下「公立校」という。）又は都道府県知事が認定した認定職業訓練校（以下「認定校」という。）で実施されている。機構では、関西職業能力開発促進センター大阪港湾労働分所と中部職業能力開発促進センター名古屋港湾労働分所に港湾荷役科が設置されている。

図1-2は、全国の普通課程における設置科の状況である。木造建築科が一番多く、自動車整備科、機械加工科、電気工事科と続く。公立校では自動車整備科に続き電気工事科が多く設置されている。

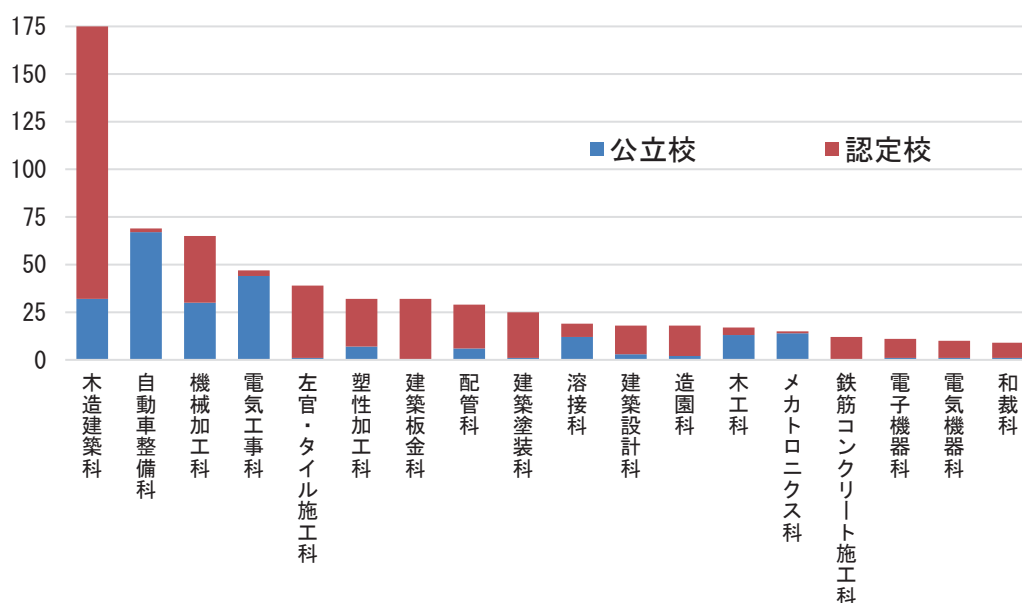


図1-2 普通課程設置科の状況

普通課程の訓練時間は、義務教育を修了（中学校卒業）した者等にあつては、標準2年2,800時間（50分を1時間とする）以上、高等学校卒業者等にあつては標準1年1,400時間以上としている。

普通課程の受講料については、公立校の場合には各都道府県で定める額としており、多くは入校料と年間118,800円（月額9,900円）の授業料を課している。また、授業料が年間118,800円とは異なる北海道（年間220,800円）や栃木県（年間237,600円）もあり、無料としている石川県、福井県、福岡県、長崎県等もある。機構の普通課程は年間115,200円（月額9,600円）としている。受講料の他には教科書や実習負担金等を別途要する。なお、受講料について減免制度等がある。

普通課程の訓練期間は、高等学校卒業者等を対象とした場合は1年が通常だが、訓練期間2年のメカトロニクス科、第二種自動車系自動車整備科、システム設計科、介護サービス科や理容科、美容科もある。その他、現在は設置している施設はないが訓練期間3年の臨床検査科もある。一方、訓練期間1年の訓練科であっても2年に延長して実施している場合も多い。企業単独又は複数の企業によって共同で運営されている認定校の中には、中学校卒業者等を対象に訓練期間を3年に延長すると共に高等学校の通信制を併用し、工業高等学校の卒業資格を取得しているところもある。なお、公立校の施設・設備費については、規則別表第2に沿った訓練科（教科、設備、訓練時間等）の場合、国から1/2以内の補助がある。

短期課程は在職労働者、離転職者等に対して、職業に必要な技能（高度の技能を除く）・知識を習得させるための短期間の課程で訓練期間は、12時間以上6か月（訓練の対象となる技能等によっては1年）以下となっている。離転職者を対象とした3か月、6か月コースの他、在職者を対象とした12時間以上の訓練も短期課程に位置付けられている。短期課程の職業訓練基準は施行規則別表第3（監督者訓練）、別表第4（職種25科）、別表第5（技能士）に定められている。短期課程の「教科の細目」、「設備の細目」については定められていない。また、技能照査の対象課程ではないので、「技能照査の基準の細目」はない。短期課程は雇用情勢や訓練ニーズに柔軟に対応できるため、都道府県をはじめ、機構においても積極的に実施されている。

### 1-5 認定職業訓練

認定職業訓練とは、事業主又は事業主の団体若しくはその連合団体、職業訓練法人、都道府県職業能力開発協会、若しくは一般社団法人、一般財団法人、法人である労働組合等が、そこで雇用している労働者に対して必要な技能及びこれに関する知識を習得させ、又は向上させるために行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備等が厚生労働省令で定める基準に適合していることを都道府県知事が認定した職業訓練のことである。（職業能力開発促進法第13条、第24条他）認定を受けている事業主の多くは中小企業である。認定を受けることによって、実施する訓練が法に基づく職業訓練の基準に適合した訓練であることが公に認められ、公立職業訓練と同水準と位置づけられる。事業主等が認定職業訓練を行う場合、国や都道府県が定める補助要件を満たせ

ば、国及び都道府県からその訓練経費等の一部につき補助金を受けることができる。例えば、施設の運営費や施設・設備費については、国から1/3、都道府県から1/3を上限とする補助金を受けることができる。そのほか、普通職業訓練普通課程の認定職業訓練において修了時の技能照査に合格すれば「技能士補」と称することができ、訓練科に該当する職種に係る技能検定の学科試験の免除や職業訓練指導員（以下「指導員」という。）の免許を取得する場合に有利に取り扱われること等のメリットもある。現在、認定職業訓練校は、全国で約950校（内、普通職業訓練普通課程は約280校）ある。このうち、電気工事関連の訓練科は約200科が設定されており、そのほとんどは短期課程である。今年度の基礎研究会で見直しを行った普通課程の電気工事を科を持つ認定職業訓練校は3校となっている。

## 第2節 職業訓練基準の概要

### 2-1 職業訓練基準に関する法的背景

職業訓練の基準（以下「訓練基準」という。）は、職業能力開発促進法第19条及び施行規則第10条～15条、施行規則別表第2～第7に定められている。

職業能力開発促進法第19条は次のように規定されており、各自治体が行う職業訓練については、地域ニーズ等を勘案し、弾力的に実施できることとしている。

#### 職業能力開発促進法（職業訓練の基準）

**第十九条** 公共職業能力開発施設は、職業訓練の水準の維持向上のための基準として当該職業訓練の訓練課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の厚生労働省令で定める事項に関し厚生労働省令で定める基準（都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設にあつては、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準）に従い、普通職業訓練又は高度職業訓練を行うものとする。

2 前項の訓練課程の区分は、厚生労働省令で定める。

3 都道府県又は市町村が第一項の規定により条例を定めるに当たつては、公共職業能力開発施設における訓練生の数については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

普通課程の訓練時間は施行規則第10条により、1年につきおおむね1,400時間であり、中学校卒業生等を対象とする場合は2,800時間以上（2年）、高等学校卒業生等を対象とする場合は1,400時間以上（1年）である。

また、職業能力開発促進法第21条には技能照査に合格することで技能士補が付与されることが規定されている。

## 2-2 別表第2（厚生労働省令）

別表第2は、主要な産業分野に関する普通課程の訓練科を実施するにあたっての標準的な内容を示すと共に訓練を実施する際の最低限の内容を示している。別表第2で定める訓練時間は、総訓練時間の約6割であり、残り約4割の時間については、地域ニーズや企業ニーズ等を勘案し、訓練実施者が教科等の設定をすることができる。

表1-4に普通課程の訓練基準の例として電気工事科の別表第2を示す。電気工事科では、総訓練時間1,400時間の59%に当たる830時間を訓練基準として定めている。教科については、学科、実技毎の教科名と系基礎、専攻単位の時間数を示している。また、設備については、教室や実習場、整備用機械類、器工具類等を示すにとどめている。そのため、教科別の時間数や内容（細目）、設備の具体的な名称、数量等は通達で示すこととしている。

表1-4 別表第2（電力系電気工事科）

訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間 (単位は時間とする。)	設備	
訓練系	専攻科				種別	名称
七 電力系	電気工事科	発電電設備、送配電設備及び建築電気設備の取扱いにおける基礎的な技能並びにこれに関する知識  建築電気設備の工事における技能及びこれに関する知識	一 系基礎 1 学科 ① 自動制御概論 ② 生産工学概論 ③ 電気理論 ④ 電気材料 ⑤ 電力工学 ⑥ 電気機器 ⑦ 製図 ⑧ 測定法及び試験法 ⑨ 安全衛生 ⑩ 関係法規 2 実技 ① 電気基本実習 ② コンピュータ操作基本実習 ③ 安全衛生作業法 二 専攻 1 学科 ① 電気応用 ② 設計図・施工図 ③ 電気工事 2 実技 ① 電気機器制御実習 ② 電気工事実習	訓練期間 一年 訓練時間 総時間 一、四〇〇  三八〇  一一〇  一七〇  一七〇	建物その他の工作物  機械  その他	教室 実習場  電気工所用機械類  器工具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類

## 2-3 職業訓練基準の各細目（通達）

### (1) 教科の細目

表1-5は、電気工事科の教科の細目の例である。黒字は別表第2で規定された箇所、青字は細目として通達で定めている箇所である。見直しを審議する基礎研究会では、主に青字で示された各教科の時間や教科の細目について審議を行い、必要があれば黒字の教科の科目名についても見直しの審議が可能であるが、その場合は別表第2の改正が必要である。

表 1-5 教科の細目例 (電力系電気工事科)

訓練科		電力系 電気工事科	
教科の科目		訓練時間	教科の細目
系基礎学科	1 自動制御概論	20	制御理論、制御方式と特徴
	2 生産工学概論	20	職場と組織、工程管理、品質管理
	3 電気理論	120	電気磁気学、回路理論
	4 電気材料	20	電気材料の種類、性質及び用途
	5 電力工学	30	電力系統の構成、建築電気設備の概要、環境対策、エネルギーの有効利用
	6 電気機器	60	発電機、電動機、変圧器、パワーエレクトロニクス機器
	7 製図	20	製図一般、電気製図
	8 測定法及び試験法	20	計測一般、電気計測、機器試験
	9 安全衛生	20	安全衛生関係法規の概要、安全衛生管理の実際
	10 関係法規	50	電気事業法、その他関連法規
	系基礎学科合計		380
系基礎実技	1 電気基本実習	60	計測一般、電気回路の組立て計測、電線の取扱い、器工具の使用法、機器試験
	2 コンピュータ操作基本実習	30	コンピュータの操作、アプリケーションソフトの利用
	3 安全衛生作業法	20	安全衛生作業、救急処置
	系基礎実技合計		110
専攻学科	1 電気応用	20	照明・電熱とその応用、動力とその応用
	2 設計図・施工図	50	配線図、結線図、配電理論、施工図、設計・積算の概要
	3 電気工事	100	建築設備の概要、建築電気設備、接地、電気工事材料、電気工事用器工具、各種施工法、検査方法
	専攻学科合計		170
専攻実技	1 電気機器制御実習	50	制御機器の取扱い、制御回路図、制御機器配線
	2 電気工事実習	120	電気工事用器工具の使用法、電気工事材料の取扱い、各種施工法、電灯配線工事、動力配線工事、通信設備工事、接地工事、検査方法 保守 管理
	専攻実技合計		170

## (2) 設備の細目

表1-6は、電気工事科の設備の細目の例である。黒字は別表第2で規定された箇所で、青字は通達として定めている箇所である。これらの面積や台数等は、国から補助を受ける際の算定基準となる。数量は対象が高等学校卒業者と中学校卒業者で違う。これは、訓練期間が高等学校卒業者等は1年（1学年）、中学校卒業者等は2年（2学年）の違いによるものである。この表は高等学校卒業者を対象とした電力系電気工事科の一部である。

表1-6 設備の細目例（電力系電気工事科）

種別	名称	摘要	数量	
			高等学校卒業者等	
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合
建物その他の工作物	教室		60 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>
	実習場		200 m <sup>2</sup>	280 m <sup>2</sup>
	電気工事実習場		200 m <sup>2</sup>	300 m <sup>2</sup>
	高電圧実習場		33 m <sup>2</sup>	33 m <sup>2</sup>
	制御実験室		30 m <sup>2</sup>	40 m <sup>2</sup>
	測定実習場		50 m <sup>2</sup>	50 m <sup>2</sup>
	パーソナルコンピュータ実習場		40 m <sup>2</sup>	68 m <sup>2</sup>
	工具室		17 m <sup>2</sup>	23 m <sup>2</sup>
	更衣室		15 m <sup>2</sup>	22 m <sup>2</sup>
	倉庫		20 m <sup>2</sup>	33 m <sup>2</sup>
機械	実習用高圧受変電設備	標準形	1 式	1 式
	キュービクル	単相20kVA 三相45kVA	1 式	2 式
	太陽光発電システム	模擬屋根等含む。	1 式	1 式
	実習用家屋	50m <sup>2</sup>	1 式	1 式
	耐圧試験設備	50kVA(油試験可能)	1 式	1 式
	自動制御実験装置	液面制御、圧力制御、温度制御等	1 式	1 式
	シーケンス回路実験装置	有接点及び無接点(制御盤模型、センサー及び負荷、付属品等を含む。)	5 式	8 式
	半導体及び回路実験装置	パネル展開方式	1 式	1 式
	火災報知器実験装置	パネル展開方式	1 式	1 式
	ろう電警報器実験装置	パネル展開方式	1 式	1 式
	直流電源装置	シリコン、サイリスタ	1 式	1 式
	ガスもれ警報実験装置	パネル展開方式	1 式	1 式
	ネオン管点灯装置	パネル展開方式	1 式	1 式
	試験用発電機	直流、三相交流	2 台	2 台
	試験用変圧器	1~20kVA	3 台	3 台
	誘導電圧調整器	単相2~5kVA、三相5~10kVA	3 台	3 台
	電気動力計	渦流式	1 式	1 式
	高圧遮断器盤	各種	1 式	1 式
	負荷抵抗器	単相、三相	5 台	5 台

### (3) 技能照査の基準の細目

表1-7は、電気工事科の技能照査の基準の細目の例である。教科の細目に沿ったものであり、技能照査試験を行う際の実施範囲を示している。細目すべてが通達で示される。

学科の場合は「・・・について知っていること」、実技の場合は「・・・ができること」の表記で記述している。特に重要である項目については、「よく知っている」、「よくできる」としている。この違いについては、次のとおりである。

#### a 学科の到達水準

- ・ 「・・・についてよく知っていること」とは、詳細かつ正確な知識として知っていなければならない事項。
- ・ 「・・・について知っていること」とは、正確でなければならないが、その概要を知識として知っていなければならない事項。

#### b 実技の到達水準

- ・ 「・・・がよくできること」とは、作業の段取り、手順等については、上司又は指導員の細かな指示を受けなくても、自らの判断によって作業が遂行できる程度に習得していなければならない作業要素。
- ・ 「・・・ができること」とは、作業の段取り、手順等について上司又は指導員の指示、説明等を受けることによって作業の遂行が可能であるか、又は熟練者の補助的な作業を遂行できる程度に習得していなければならない作業要素。

到達水準の程度については、基準の細目毎に判断していかざるを得ないが、該当職種の2級技能検定がある場合には参考になる。

表1-7 技能照査の基準の細目例（電力系電気工事科の例）

訓練科	電力系 電気工事科	
	学科	実技
系基礎	1 自動制御について知っていること。	1 計測器を使うことができること。
	2 生産工学について知っていること。	2 電気回路の組立て及び試験ができること。
	3 電気理論についてよく知っていること。	3 コンピュータの基本的な操作ができること。
	4 電気材料の種類、性質及び用途について知っていること。	4 安全作業及び衛生作業ができること。
	5 電力設備の構成について知っていること。	
	6 環境・省エネルギー技術について知っていること。	
	7 電気機器の種類及びそれらのしくみについて知っていること。	
	8 電気製図について知っていること。	

## 2-4 職業訓練基準改正の流れ

厚生労働省設置法第9条の規定では、法律又は省令改正等の重要事項については「労働政策審議会」において審議することが定められている。厚生労働省は、「労働政策審議会」で訓練基準の省令改正について審議する際に事前の調査が必要な場合には厚生労働省人材開発統括官の下に「職業能力開発専門調査委員会（以下「専門調査委員会」という。）」を設置している。

職業能力開発総合大学校基盤整備センター（以下「職業大」という。）では訓練基準の見直しに関連した諸々の調査研究を行うと共に「訓練基準の見直し提案」に関する報告を厚生労働省に提出することとしている。

そのため、職業大に基礎研究会を設置し、訓練基準の見直しについて検討を行ってきたところである。

図1-3に基本的な訓練基準改正までの流れを示す。

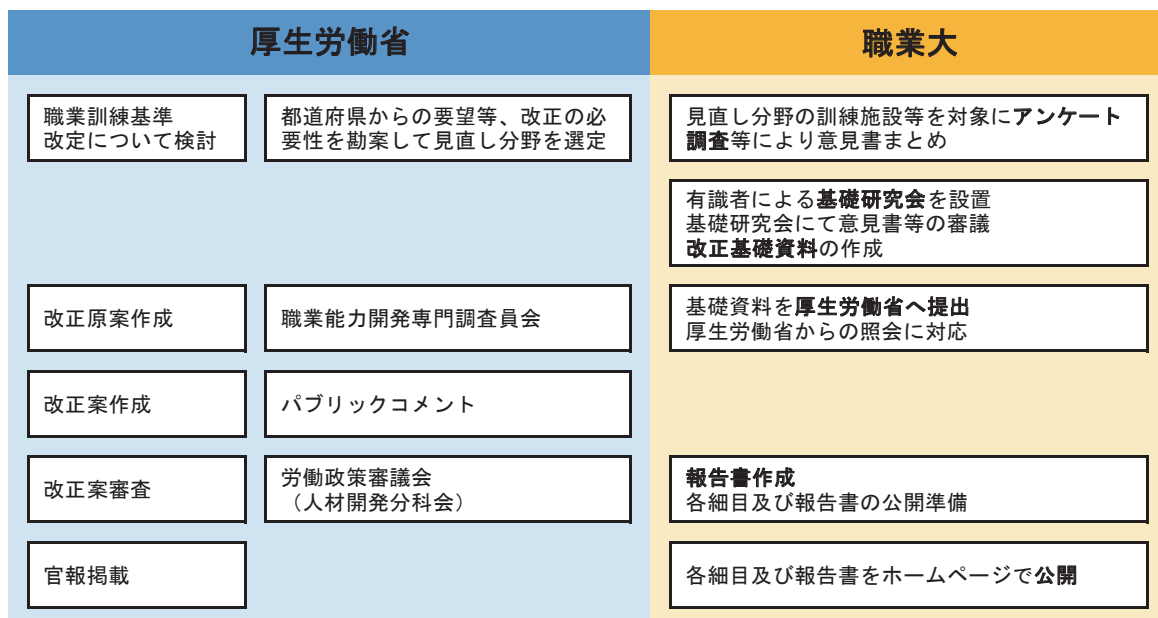


図1-3 基準改正の流れ

